

香取広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例

令和5年3月22日

条例第6号

香取広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年香取広域市町村圏事務組合条例第2号）の全部を改正する。

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定による職員の育児休業等については、香取市職員の育児休業等に関する条例（平成18年香取市条例第33号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。